

出雲市放課後児童クラブの今後の方向性について ＜放課後児童クラブ課題等検討部会まとめ＞

1. 現状

就労産業構造の変化や女性が活躍する社会への転換により、核家族世帯や共働き家庭が増加し、人口集中地区を中心に児童クラブに対するニーズが高まっている。また人口の少ない地域においては、放課後の子ども同士のつながりを求めるなど、児童クラブに求められる役割も多様化している。

こうしたなか、本市における児童クラブを利用する児童数は、平成28年度4月時点で1,940人であり、平成27年度4月から119人増、平成26年度4月からは281人増加している。入会率については、平成26年度に17.2%だったものが、平成28年度には20.3%となっており、毎年増加している状況となっている。

本市には44箇所の児童クラブが所在し、地域の子どもは地域で育てるという地域力を活かした運営委員会委託方式で運営が行われている。開所時間は、平日は放課後から午後6時、学校の長期休業期間中は午前8時から午後6時となっており、時間延長は実施されていない。

2. 課題

近年、核家族世帯及び共働き家庭の増加などの社会的背景や、児童福祉法改正による対象学年拡大とともに市アンケート調査結果では児童クラブの利用及び充実といった保護者ニーズの高さがみられ、今後の入会児童の増加が見込まれるため、受入枠の拡充が課題となっている。

また、保護者の勤務形態等により午後6時に迎えに行けないことによる開所時間延長の要望や、午前中のパート勤務の保護者による長期休業期間のみの受入れの要望があるが、その対応が課題となっている。開所時間延長は全国的な流れになっており、全国の児童クラブのうち午後6時以降も開所するクラブが70%を超えている。本市においても、指導員（支援員・補助員等）が閉所後も対応せざるを得ない状況が多々見られる。アンケート調査結果や、児童クラブ閉所後の対応を担っているファミリーサポートセンター事業の児童クラブ保護者利用率の高さ、そして学童受入保育所の利用希望の高さなど、保護者にとって時間延長は切実な状況であることがうかがえる。

一方、児童クラブで働く職員の確保が困難になってきており、児童クラブ事業の拡充を進めるうえにおいて対応しきれない状況が想定される。その要因としては、支援員資格に必要な要件をはじめ、変則時間勤務や児童・保護者への対応に苦慮するなどの職場環境があげられる。それらの対応策に取り組み、人員確保をしやすい状況にしていくことが大きな課題となっている。なお、受入枠拡充のためには、受入れ施設の確保が必要であり、狭隘な施設の増設や新設が喫緊の課題である。

3. 今後の方向性

(1) 開所時間の考え方と保護者ニーズへの対応

- ① 親子で過ごす時間は、子どもの健やかな育ちを担保するうえで大変重要であり、一律に開所時間を延長することは、子どもを長時間預けることを助長することが懸念されるため、標準の開所時間は現状の午後6時までが望ましい。

ただし、親子の時間を持ちたいと願いつつも、勤務条件等によりやむを得ず開所時間内に迎えに行けない保護者については、いきいきこどもプランの基本目標である「仕事と子育ての両立支援」に基づき、保護者を支えていく選択肢が必要と考える。

- ② 選択肢の一つとしてファミリーサポートセンター事業があるが、30分単位で利用料金がかかるため、10分程度閉所時間に間に合わない保護者は利用しない現状がある。

各クラブの実態として閉所時間に間に合わない保護者がほとんどのクラブで見られることを考えると、公平性の観点から延長料金を設定し、真に必要な保護者が利用しやすいしくみを構築する必要があると思われる。

- ③ 延長料金による対応について、クラブによって対応の必要性や保護者の状況が異なるため、一律ではなく地域の実情に応じてクラブの自主事業として実施するのが望ましい。料金は一定の時間単位（5分、10分単位など）に設定することで、子どものために少しでも早く迎えに来ていただくことを基本的考え方としてはどうかと考える。なお、勤務等による恒常的な延長や突発的な理由で1時間以上延長となる場合には、ファミリーサポートセンター事業等、他の制度での対応が考えられる。

- ④ 時間延長に係る人件費等は、延長料金を原資とすることを基本とするが、利用者数が少ない等により人件費に不足を生じる場合は、市の補助金で補てんすることを検討されたい。

なお、夏休み等長期休業中のみの入会ニーズについては、現状として人員確保等の課題があり対応は困難と考える。

(2) 指導員の処遇改善

有資格者や若い指導員の確保のためには、応募意欲を高めるためにも賃金の改善を図る必要があると考える。

市運営委託料の時給積算単価は、主任支援員 950 円、支援員 850 円、補助員 800 円である。クラブの状況をみると、平成 27 年度の全クラブの平均値では、初任給ベースで、主任支援員約 980 円、支援員約 860 円、補助員約 830 円という結果となっており、積算単価を若干上回っている。賃金の決定は、各運営委員会が各自で定めることとなっており、一律に平準化はできないが、積算単価を下回るクラブについては見直しを図るなど、処遇の改善を検討されたい。

なお、年間を通したフルタイム雇用が可能であれば安定した職として職員確保が期待できるが、国の現行制度では認められていないことから、今後、国・県へ要望し、将来的に変則時間帯勤務の解消をめざすべきである。

(3) 指導員の支援・相談体制の充実

近年、指導員が苦慮していることの一つとして、マンツーマンでの指導が必要な児童や、保護者への対応がある。

こうした課題を解消するため、支援が必要な児童への対応のしかたなどの研修の充実のほか、臨床心理士や社会福祉士などの専門職員による巡回相談体制を構築することを提案する。指導員の負担軽減を図り、働きやすい職場環境づくりを推進することは、人員確保の観点からも急務である。

(4) 保護者向け児童クラブ利用マニュアルの作成

児童クラブの需要が高まり、保護者と指導員との意思伝達等が困難になることによるトラブルケースが増えている。児童クラブがどのような施設であるのか、子どもの過ごし方（メニュー）、宿題やおやつについての考え方などについて、市でパンフレットを作成し、保護者の児童クラブへの共通理解を深めるとともに、児童クラブが教育・学習施設ではなく、仕事と家庭の両立支援と子どもに適切な遊びを提供するための児童福祉施設であることを周知する必要がある。

また、入会申請時に児童クラブでの生活等のルールについて保護者から同意書等を提出していただき、集団生活におけるふさわしいふるまいについて、家庭も一緒になって取り組んでいくことの理解を得るべきである。

保護者には、児童クラブの運営が地域の人たちに支えられて行われていることを認識していただく必要がある。

(5) 人員確保に向けた放課後児童支援員制度の周知

各運営委員会が苦慮されている人員確保のためには、市の支援が欠かせないものとする。

支援策としては、児童クラブに必ず配置しなければならない支援員について、認定資格講習及び受講するための保育士資格等の要件や、児童クラブでの職務内容等を市広報誌、ホームページなどを活用し、支援員認定資格制度を広く周知する方法、あるいは当該資格保有者（保育士や教員等）が退職する際に、居住する地域の児童クラブに関する情報をパンフレット等で紹介する方法などが考えられる。市として人材の裾野を拡げる取組を検討されたい。

(6) 施設確保の方針決定

児童の受入れ先確保の観点からの施設整備は、優先順位を付けて計画する必要がある。まずは国の基準面積 1.65 m²以上を満たしていない施設の整備を優先的に実施することを検討されたい。

また、学校の余裕教室の活用、空き家等の借家、既存施設の増築、新築といった確保の手法や優先順位について方針を定める必要があると考えるが、学校施設の利用については校舎内が利用できない場合、敷地内への施設整備も検討の対象とされたい。

なお、学校施設の活用については、平成 26 年 7 月に文部科学省と厚生労働省が共同で策定した「放課後子ども総合プラン」において、学校施設の積極的な活用の推進が盛り込まれており、平成 27 年 12 月 17 日の小中学校長会において、児童クラブ等実施に係る学校施設の活用について協力要請がなされており、積極的に取り組まされたい。

(7) 補完事業として保育所を運営する社会福祉法人等による運営制度を創設

地域の運営委員会が抱える複合的な課題に対応するため、保育所を運営する社会福祉法人等による児童クラブ運営制度を創設し、運営委員会の事業を補完していただくことを検討してはどうかと考える。

これまで、学童受入事業として、主に卒園生を対象に放課後の児童の預かりをされている保育所もあり、そのノウハウを活かした運営が期待できる。

この補完事業を創設するにあたっては、国の補助制度を活用し、安定した運営ができる制度を構築すべきと考える。